平成２６年（フ）第３９４号
高知市朝倉己254番地　鏡岩市営住宅１号
債務者　中平　雅三
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３９６号
高知市高須新町３丁目２番４号　高須グランドハイツ206
債務者　山口　　拓
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２号
岩手県花巻市大迫町大迫第４地割93番地
債務者　伊藤　洋次
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第１２１６号
埼玉県和光市下新倉３丁目８番38号　カリブⅢ101
債務者　倉石　和子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６７号
埼玉県川口市前川４丁目16番３号
債務者　高木　　隆
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６８号
さいたま市桜区西堀６丁目５番15―303号
債務者　田部井ひとみ
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２９０号
さいたま市北区日進町２―1016　グリーンコート日進２号棟２階224号室、住民票上の住所さいたま市北区宮原町２丁目77番地18シャトーモンテーニュ大宮202号
債務者　大山　　彩
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２号
さいたま市北区植竹町１丁目418番地　篠田荘101号
債務者　清水　邦夫
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６号
埼玉県春日部市道口蛭田187番地　みゆき荘102号
債務者　市村　和則
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第９１号
島根県出雲市渡橋町158番地１　レオパレスわかば104
債務者　奥井　泰治
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時10分
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第３７２号
北海道上川郡鷹栖町北野東４条２丁目４番３―235号
債務者　石田　清美
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７４号
北海道旭川市宮下通16丁目808番地　コーポシャネル103号
債務者　三浦　静枝
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７８号
北海道旭川市４条西２丁目２番20号　タシロハイツ201号室
債務者　支部喜代見
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８４号
北海道旭川市大町１条２丁目９番地の127コバタマンション204
債務者　佐川　　忍（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１号
北海道旭川市永山９条１丁目１番25号
債務者　岡田　裕樹
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１号
北海道標津郡中標津町西５条北４丁目１番地１
債務者　眞壁　賢二
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月25日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部